精子・精巣組織の凍結保存(3年)に関する当院の規定

<凍結の開始時>

①精子・精巣組織の凍結保存期間は、凍結日から1年間です。

(例:2016年4月1日に凍結開始の場合、2017年3月31日までが保存期間です。)

また、この間の保存費用は、凍結保存料に含まれております。

②当院規定の感染症検査による陽性反応もしくは未検査である場合、感染症扱いとなり、凍結保存時に凍結保存 感染症加算料が別途必要となります。

<患者様から当院への連絡義務>

①患者様は<u>保存期間満了まで</u>に、凍結保存を延長するか、廃棄するかを、必ず当院に連絡し、当院所定の書類に 署名し、当院へ提出しなければなりません。

保存期間内に連絡がない場合は、保存を延長する意思がなく、保存精子・精巣組織を放棄したものとみなし、 当院は当該保存精子・精巣組織を廃棄します。

- ②連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、速やかに当院に連絡してください。
- ③本人が死亡・行方不明となった場合は、速やかに当院に連絡してください。 この場合、または、当院が死亡の事実を確認した場合、当院は当該保存精子・精巣組織を廃棄します。
- ④<u>離婚した場合</u>は、速やかに当院に連絡してください。夫婦が離婚した場合、当院では男性との意思確認によって、その後の精子の取り扱いを判断します。

<凍結保存の更新>

- ①<u>更新を希望する場合</u>は、保存期間満了までに当院所定の書類に署名の上、当院に提出し、当院の定める更新料を支払わなければなりません。
- ②更新は最大2回まで*とし、例外の場合を除き凍結から3年を超えないものとします。

また、凍結保存期間内であっても、妻が生殖年齢(47歳未満)を超えた場合は、凍結保存期間の延長は受け付けません。

*採卵時の妻の年齢により、更新の上限回数は異なります。

③精子・精巣組織の凍結保存期間中に、当院で定める保存費用の増減や保存期間の変更があった場合には、保存期間の更新手続き時から、変更後の保存費用や保存期間が適用されます。

<凍結保存期限内に廃棄を希望する場合>

凍結保存期限内に廃棄を希望する場合は、当院所定の書類に署名し当院へ提出しなければなりません。

<その他注意事項>

精子・精巣組織の凍結保存期間中に、災害(天災、火災など)が起こった場合、精子・精巣組織の損傷・紛失が生じる可能性があります。また、当院が閉院した場合は然るべき施設に委託します。

仙台ARTクリニック